

新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現行計画	修正計画
	<p>第1章 総則</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲等</p> <p>(略)</p> <p>1. 予防的防護措置を準備する区域（以下、「PAZ：Precautionary Action Zone」という。） PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、<u>本県</u>の区域は含まれない。</p> <p>(略)</p> <p>2. 緊急時防護措置を準備する区域（以下、「UPZ：Urgent Protective action planning Zone」という。） UPZは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、避難等の緊急時防護措置を準備する区域であるが、長崎県では、その初動対応を円滑に行うため、玄海原子力発電所から30kmの円内にある地区及びその地理的条件から避難が容易でない地区をUPZの<u>対象としている。</u></p> <p>(略)</p> <p><避難計画策定対象地区> <u>三島地区、渡良地区、初山地区、武生水地区、柳田地区、志原地区、筒城地区、石田地区、八幡地区、田河地区、那賀地区</u>で玄海原子力発電所から半径30km圏内にかかる大字界まで含むものとする。また、30km圏外に位置する三島地区の大島についても、避難に時間を要する等地理的条件をかんがみ、避難計画策定対象地区に含めるものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲等</p> <p>(略)</p> <p>1. 予防的防護措置を準備する区域（以下、「PAZ：Precautionary Action Zone」という。） PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、<u>長崎県内</u>の区域は含まれない。</p> <p>(略)</p> <p>2. 緊急時防護措置を準備する区域（以下、「UPZ：Urgent Protective action planning Zone」という。） UPZは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、避難等の緊急時防護措置を準備する区域であるが、長崎県では、その初動対応を円滑に行うため、玄海原子力発電所から30kmの円内にある地区及びその地理的条件から避難が容易でない地区がUPZの<u>対象とされており、本市の一部が対象となっている。</u></p> <p>(略)</p> <p><避難計画策定対象地区> <u>武生水地区、渡良地区、三島地区、柳田地区、志原地区、初山地区、田河地区、八幡地区、那賀地区、石田地区、筒城地区</u>で玄海原子力発電所から半径30km圏内にかかる大字界まで含むものとする。また、30km圏外に位置する三島地区の大島についても、避難に時間を要する等地理的条件をかんがみ、避難計画策定対象地区に含めるものとする。</p>
	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>5. 防災関係機関相互の連絡体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の<u>勧告又は</u>指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>5. 防災関係機関相互の連絡体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の<u>(削除)</u>指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>

第2章 災害予防対策
第8節 避難収容活動体制の整備

(略)

4. 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

(略)

<市の避難集合場所及び避難所>

避難対象地域と集合場所 (集団避難の場合)			避難所	
地域	地区名	集合場所	地域	施設名
老岐市南部地域	三島	三島小学校	老岐市北部地域	沼津小学校
		<u>(旧)長島分校</u>		<u>(旧)鯨伏中学校</u>
		<u>(旧)原島分校</u>		鯨伏小学校
	渡良	渡良小学校		湯本地区公民館
	初山	初山小学校		布気地区老人憩いの家
	武生水	壱岐文化ホール		立石地区老人憩いの家
		盈科小学校		<u>壱岐西部開発総合センター</u>
		郷ノ浦中学校		勝本小学校
		大谷公園体育館		勝本中学校
		壱岐高等学校		勝本町ふれあいセンターかざはや
	柳田	柳田小学校		勝本地区公民館
	志原	志原小学校		西部地区老人憩いの家
	筒城	筒城小学校		大坂地区老人憩いの家
	石田	石田小学校		霞翠小学校
	八幡	八幡小学校		新城地区老人憩いの家
	田河	田河小学校		那賀小学校
		<u>(旧)芦辺中学校</u>		芦辺中学校
	那賀	那賀地区公民館		<u>長崎県立老岐商業高校体育館</u>
那賀幼稚園		<u>老岐市勝本B&G海洋センター</u>		
		(旧)箱崎中学校		
		箱崎小学校		
		瀬戸小学校		
		箱崎地区公民館		
		芦辺町クオリティライフセンターつばさ		
		瀬戸幼稚園		
		箱崎幼稚園		

第2章 災害予防対策
第8節 避難収容活動体制の整備

(略)

4. 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

(略)

<市の避難集合場所及び避難所>

避難対象地域と集合場所 (集団避難の場合)			避難所	
地域	地区名	集合場所	地域	施設名
老岐市南部地域	三島	三島小学校	老岐市北部地域	沼津小学校
		<u>長島地区放射線防護対策施設</u>		鯨伏小学校
		<u>原島地区放射線防護対策施設</u>		湯本地区公民館
	渡良	渡良小学校		布気地区老人憩いの家
	初山	初山小学校		立石地区老人憩いの家
	武生水	壱岐文化ホール		勝本小学校
		盈科小学校		勝本中学校
		郷ノ浦中学校		勝本町ふれあいセンターかざはや
		大谷公園体育館		勝本地区公民館
		壱岐高等学校		西部地区老人憩いの家
	柳田	柳田小学校		大坂地区老人憩いの家
	志原	志原小学校		霞翠小学校
	筒城	筒城小学校		新城地区老人憩いの家
	石田	石田小学校		那賀小学校
	八幡	八幡小学校		芦辺中学校
	田河	田河小学校		<u>老岐商業高校体育館</u>
		<u>旧芦辺中学校体育館</u>		箱崎小学校
	那賀	那賀地区公民館		瀬戸小学校
那賀幼稚園		箱崎地区公民館		
		芦辺町クオリティライフセンターつばさ		
		瀬戸幼稚園		
		箱崎幼稚園		
		箱崎僻地保健福祉館		
		老岐島開発総合センター		
		芦辺体育館		

				<p>箱崎僻地保健福祉館 壱岐島開発総合センター 芦辺小学校 <u>芦辺体育館</u> <u>芦辺地区公民館</u> 芦辺浦住民集会所 芦辺保育所 那賀地区公民館 那賀幼稚園</p>		<p>芦辺地区公民館 芦辺浦住民集会所 芦辺保育所 那賀地区公民館 那賀幼稚園</p>	
<p>(略)</p> <p>5. 避難行動要支援者に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等 <u>(追加)</u> に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>9. 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの <u>勧告又は</u> 指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。</p> <p>(略)</p>				<p>(略)</p> <p>5. 避難行動要支援者に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等 <u>の避難支援等関係者</u> に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>9. 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの <u>(削除)</u> 指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。</p> <p>(略)</p>			
<p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、告知放送、コミュニティ放送局（FMラジオ）、ホームページ（インターネット）、ケーブルテレビ（CATV）、携帯端末の緊急速報メール、<u>ワンセグ放送</u>等の多様なメディアの活用努める。</p>				<p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、告知放送、コミュニティ放送局（FMラジオ）、ホームページ（インターネット）、ケーブルテレビ（CATV）、携帯端末の緊急速報メール、<u>公式LINE</u>等の多様なメディアの活用努める。</p>			

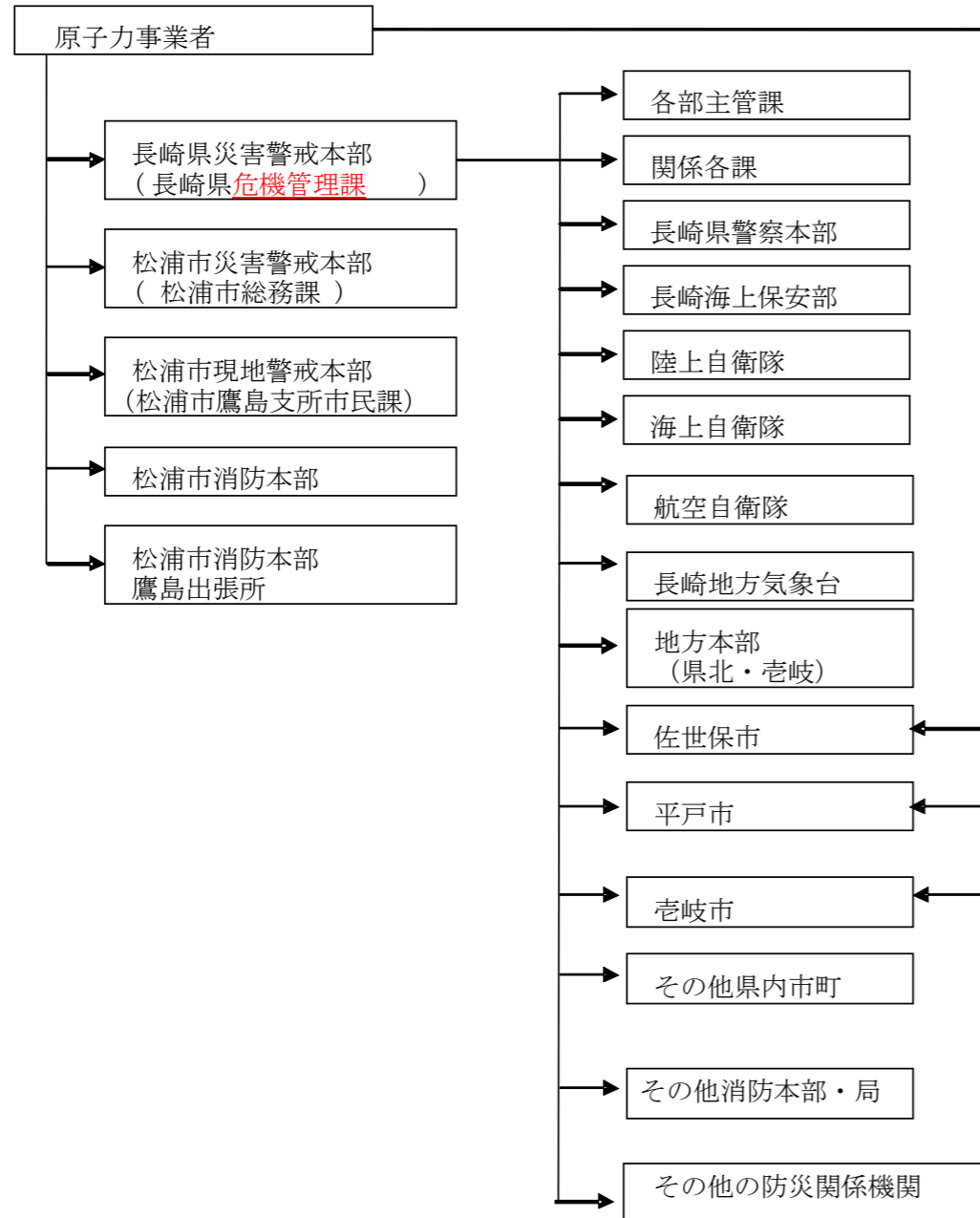
第3章 災害応急対策

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(略)

[特定事象発生時の情報伝達経路]



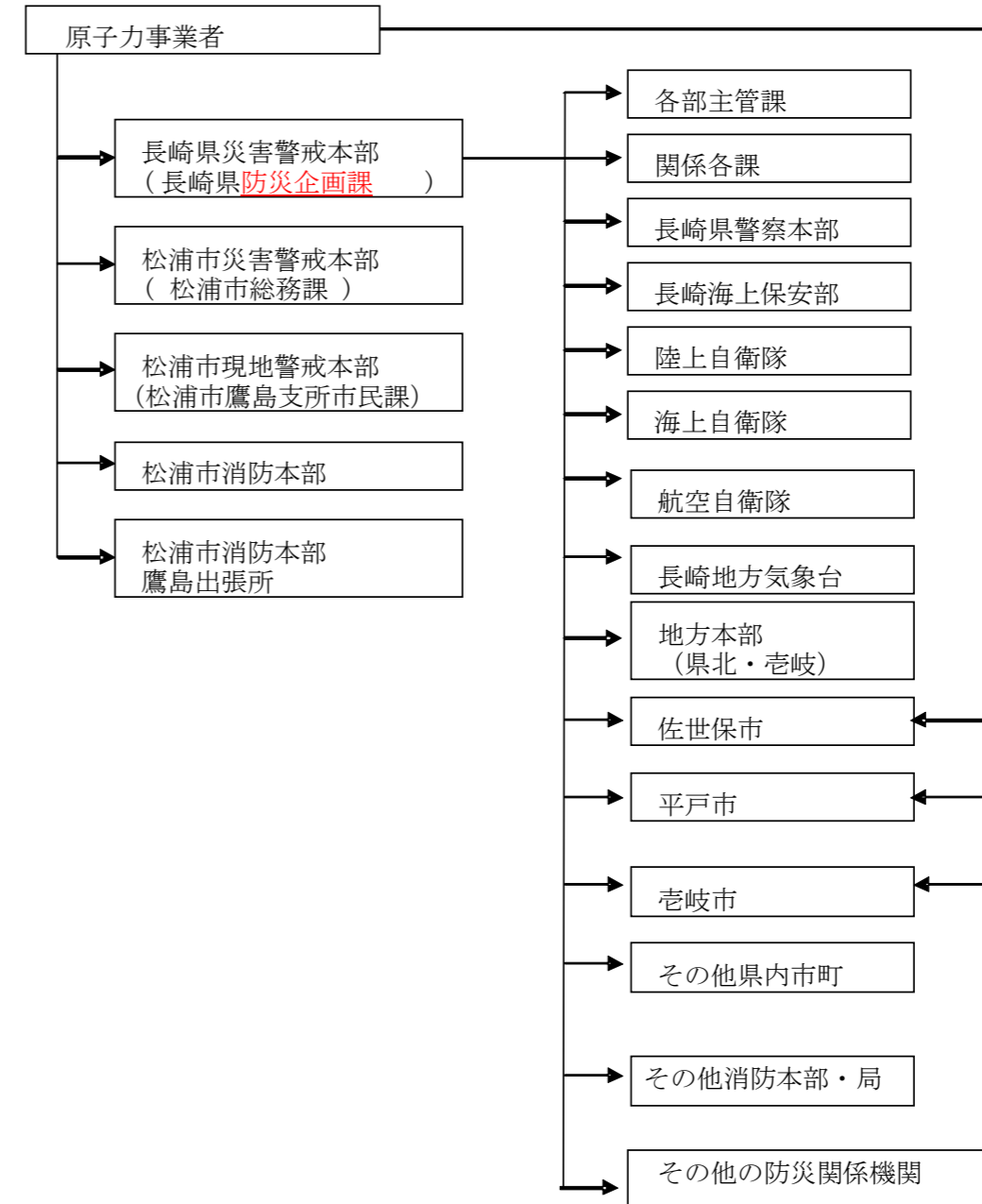
第3章 災害応急対策

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(略)

[特定事象発生時の情報伝達経路]



第3節 活動体制の確立

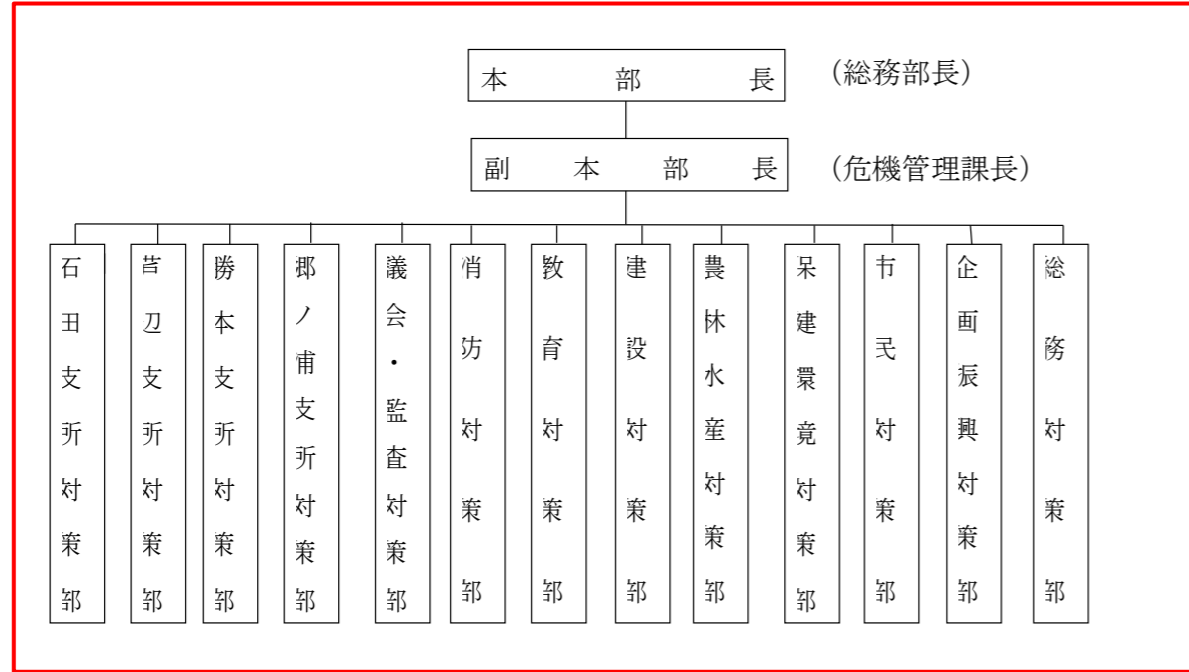
1. 市の活動体制

(1) 災害警戒本部

(略)

⑦ 災害警戒本部の組織、配備体制、掌握事務

[災害警戒本部の組織]

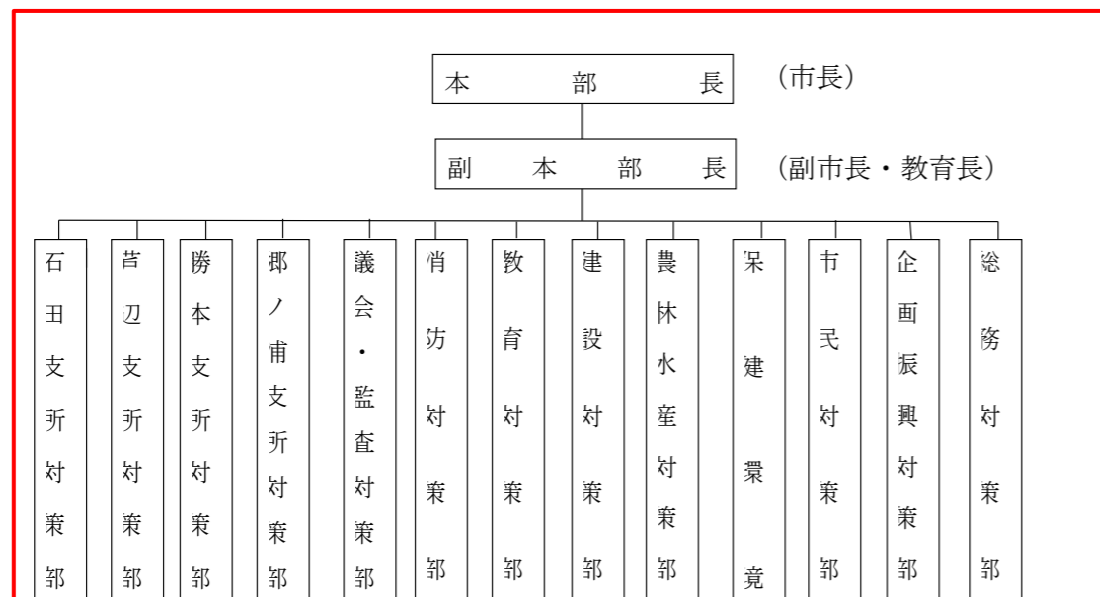


(略)

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び掌握事務等

災害対策本部等の組織、校正、配備体制、掌握事務等は次のとおりとする。

[災害対策本部の組織]



第3節 活動体制の確立

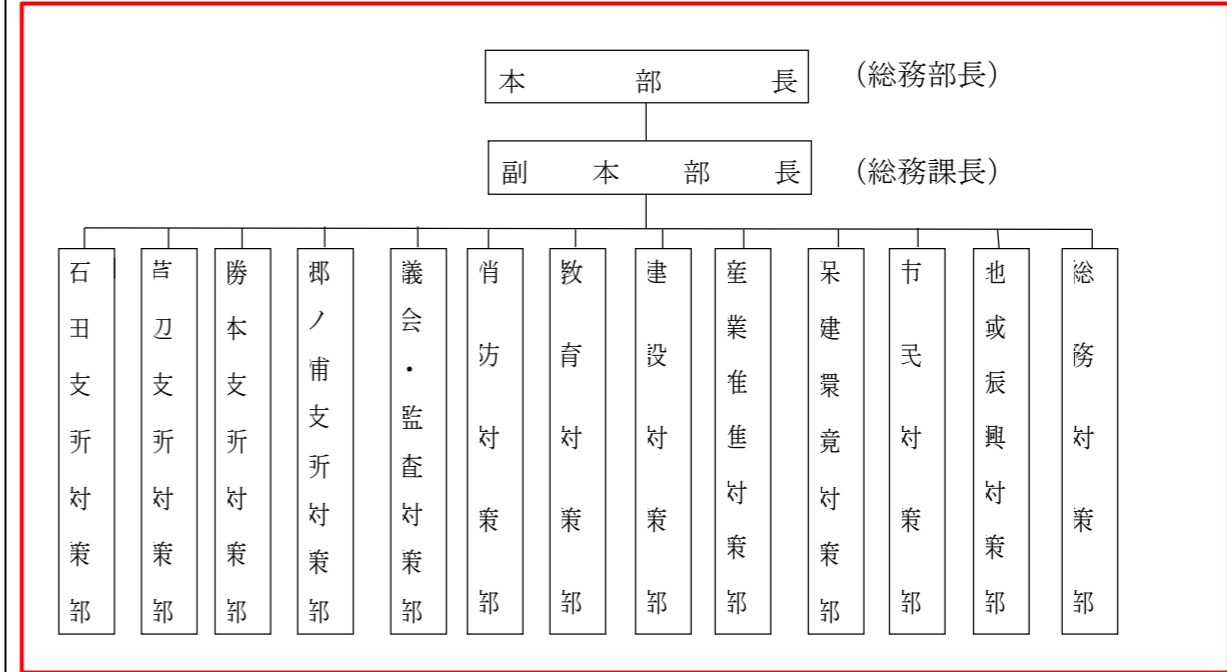
1. 市の活動体制

(1) 災害警戒本部

(略)

⑦ 災害警戒本部の組織、配備体制、掌握事務

[災害警戒本部の組織]

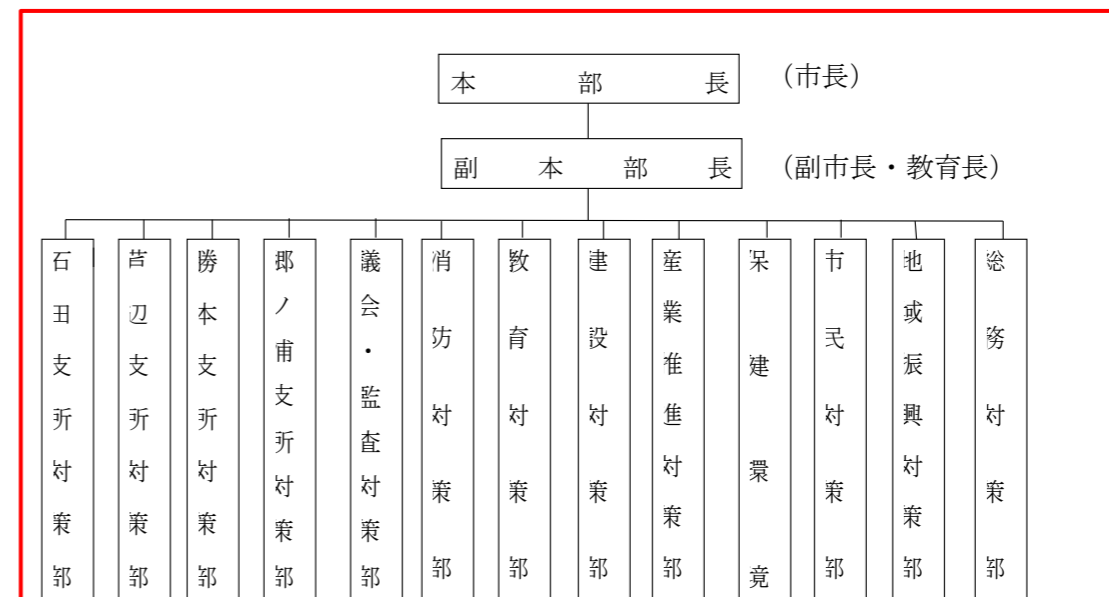


(略)

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び掌握事務等

災害対策本部等の組織、校正、配備体制、掌握事務等は次のとおりとする。

[災害対策本部の組織]



対策部名等	班（課等）名	掌 握 事 務	対策部名等	班（課等）名	掌 握 事 務
総務対策部 総務部長	総務対策班 危機管理課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置・運営に関すること。 原子力災害合同対策協議会に関すること。 災害状況の把握及び伝達に関すること。 国県に対する報告及び連絡調整に関すること。 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 自衛隊等の災害派遣要請に関すること。 災害時における職員等の動員、派遣及び応援に関すること。 報道機関との連絡調整、被害状況の発表に関すること。 災害関係の広報に関すること。 緊急輸送に関すること。 交通機関との連絡調整に関すること。 災害時における交通安全に関すること。 臨時ヘリポートの設置に関すること。 災害記録、写真に関すること。 	総務対策部 総務部長	総務対策班 総務課	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害合同対策協議会に関すること。
	財政班 財政課 管財課 SDGs未来課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> 総務対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 庁舎の応急対策に関すること。 		財政班 財政課 会計課	
企画振興対策部 企画振興部長	情報管理班 政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> 企画振興対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 	地域振興対策部 地域振興部長	地域振興班 地域振興課 観光課 文化スポーツ 振興課	
	観光商工班 観光課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> 商工業者の被害調査及び応急対策に関すること。 観光客の安全に関すること。 必要物資等の確保、斡旋に関すること。 商工業者の災害金融について 			
市民対策部 市民部長	調査班 税務課	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営支援に関すること。 	市民対策部 市民部長	調査班 税務課	
	市民福祉班 市民福祉課 子ども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 市民対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 災害救助法に関すること。 義援金の交付、保管及び配布に関すること。 安否確認に関すること。 避難所の設置、避難者の収容に関すること。 食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関すること。 福祉施設及び要配慮者の被害調査及び応急対策に関すること。 保育所入園児の安全対策に関すること。 災害援助物資の受入れ、供給に関すること。 ボランティアの受入れに関すること。 生活福祉資金に関すること。 		市民福祉班 市民福祉課 子育て支援課 保護課	
保健環境対策部 保健環境部長	環境衛生班 環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 緊急時モニタリングに関すること。 	保健環境対策部 保健環境部長	環境衛生班 環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングに関すること。
				健康保健班 保険課 健康増進課 長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。
産業推進対策部 産業推進部長			産業推進対策部 産業推進部長	農林班 農林課 農業委員会	
				家畜衛生班 家畜診療所	
				水産班 水産課	
				商工班 商工振興課	
建設対策部 建設部長			建設対策部 建設部長	土木建築班 建設課	
				水道班 上下水道課	
教育対策部 教育次長			教育対策部 教育次長	教育総務班 教育総務課	
				学校教育課 社会教育班	

	クリーンセンター				社会教育課	
	健康保健班 健康増進課 保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健環境・病院対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・ 医療施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・ 医療救護班の編成に関する事。 ・ 医療救護所の設置に関する事。 ・ 医薬品、衛生材料の調達に関する事。 ・ 食品衛生に関する事。 ・ 被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関する事 ・ 日本赤十字社との連絡に関する事。 ・ 応急医療救護に関する事。 ・ 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する事。 		消防対策部 消防長	消防総務班 総務課	
					予防班 予防課	
					警防班 警防課	
					消防班 消防署	
				議会・監査対策部 議会事務局長	議会・監査班 議会事務局 監査委員事務局	
				支所対策部 各支所長	市民生活班	
農林水産対策部 農林水産部長	農林班 農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・ 農協等の関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 農作物被害の収集及び災害対策に関する事。 ・ 農林災害金融に関する事。 ・ 肥料、土壌改良資材、倍土の使用・生産・流通自粛要請等に関する事。 ・ 農林畜産物の出荷制限に関する事。 ・ 農作物、飼料作物の作付制限に関する事。 ・ 家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関する事。 ・ 家畜飼料の移動及び給与制限に関する事。 ・ 家畜の避難に関する事。 ・ 家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関する事。 				
	家畜衛生班 家畜診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の被害状況調査に関する事。 				
	水産班 水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・ 漁協等関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 水産物の出荷制限に関する事。 ・ 漁業災害金融に関する事。 				
建設対策部 建設部長	土木建築班 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・ 応急対策資材の確保に関する事。 ・ 交通途絶時の迂回路の確保に関する事。 ・ 応急仮設住宅の建設及び入居に関する事。 ・ 仮設住宅の設計及び工事監理に関する事。 ・ 災害時における道路及び橋梁の使用に関する事。 				
	水道班 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道施設、簡易水道施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・ 飲料水、生活水の供給に関する事。 				

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源の取水停止に関すること。 ・ 飲料水の摂取制限に関すること。 	
教育対策部 教育次長	教育総務班 教育総務課 学校教育課 学校給食センター 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 学校関係施設の災害時応急利用に関すること。 ・ 避難所開設の協力に関すること。 ・ 応急教育に関すること。 ・ 園児、児童、生徒の避難及び措置に関すること。 ・ 被災した園児、児童、生徒の保健指導及びメンタルヘルスに関すること。 ・ 学校給食に関すること。 ・ 学用品及び教科書の調達に関すること。 	
	社会教育・文化財班 社会教育課 文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習施設、体育施設の被害状況調査及び応急利用に関すること。 ・ 避難所の運営支援に関すること。 ・ 文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。 	
消防対策部 消防長	消防総務班 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 消防緊急援助隊の要請に関すること。 ・ 通信の確保に関すること。 ・ 緊急物資、資機材、燃料等の調達に関すること。 	
	予防班 予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の情報収集及び広報活動に関すること。 ・ 気象予警報の受理伝達に関すること。 ・ 危険物施設等の応急対策及び安全対策に関すること。 	
	警防班 警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な対策の推進及び連絡調整に関すること。 ・ 非常招集に関すること。 ・ 機械器具等の整備配置に関すること。 	
	消防班 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する警戒及び防御に関すること。 ・ 緊急輸送に関すること。 ・ 避難、誘導又は被災者の救助に関すること。 ・ 交通情報に関すること。 	
議会・監査対策部 議会事務局長	議会・監査班 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・監査対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 対策本部との連絡調整に関すること。 ・ 市議会議員との連絡調整及び状況報告に関すること。 	
支所対策部 各支所長	市民生活班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 対策本部の指令の伝達に関すること。 ・ 対策本部との連絡調整に関すること。 ・ 職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 ・ 避難所の開設に関すること。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団との連絡調整に関すること。 ・ 避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 ・ 被災者の支援に関すること。 ・ 住民の相談に関すること。 ・ 被災世帯の確認に関すること。 ・ 住民の安否確認に関すること。 ・ 管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 	
	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>(略)</p> <p>8. 避難状況の確認</p> <p>市は、避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>13. 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 要配慮者の避難</p> <p>市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者の<u>避難支援プラン（以下「支援プラン」という。）</u>を策定し、<u>支援プラン</u>に基づき、消防団、自治公民館、自主防災組織等に支援を受けて避難を行う。</p> <p>(2) 病院等医療機関の避難</p> <p>病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退き<u>勧告又は</u>指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとされている。なお、市は、市内での搬送先の確保は不十分のため、県の協力を得て、県内、県外医療機関も含めて搬送先の確保に協力するものとする。ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。</p> <p>(3) 社会福祉施設の避難</p> <p>社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退き<u>勧告又は</u>指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとされている。なお、市は、市内での避難先の確保は不十分のため、県の協力を得て、県内、県外社</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>(略)</p> <p>8. 避難状況の確認</p> <p>市は、避難のための立退きの<u>(削除)</u>指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>13. 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 要配慮者の避難</p> <p>市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者の<u>個別避難計画</u>を策定し、<u>個別避難計画</u>に基づき、消防団、自治公民館、自主防災組織等に支援を受けて避難を行う。</p> <p>(2) 病院等医療機関の避難</p> <p>病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退き<u>(削除)</u>指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとされている。なお、市は、市内での搬送先の確保は不十分のため、県の協力を得て、県内、県外医療機関も含めて搬送先の確保に協力するものとする。ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。</p> <p>(3) 社会福祉施設の避難</p> <p>社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退き<u>(削除)</u>指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとされている。なお、市は、市内での避難先の確保は不十分のため、県の協力を得て、県内、県外社</p>

会福祉施設も含めて避難先の確保に協力するものとする。ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

14. 学校等施設における避難措置

学校等施設は、生徒等の在学時に原子力災害が発生し、避難のための立退き 勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとされている。

15. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退き 勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

16. 警戒区域の設定、避難の 勧告・指示の実行を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を 勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難 勧告又は指示の 実効を上げるために必要な措置をとる。

会福祉施設も含めて避難先の確保に協力するものとする。ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

14. 学校等施設における避難措置

学校等施設は、生徒等の在学時に原子力災害が発生し、避難のための立退き (削除) 指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとされている。

15. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退き (削除) 指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

16. 警戒区域の設定、避難の (削除) 指示の 実行性を高めるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を (削除) 指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難 (削除) 指示の 実効性を高めるために必要な措置をとる。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、市役所庁舎が避難のための立退きの 勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた庁舎へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(略)

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、市役所庁舎が避難のための立退きの (削除) 指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた庁舎へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(略)

資料編

1. 避難対象範囲の地域と人口

玄海原子力発電所から半径30km圏内の人口

区分	10km圏内	20km圏内	30km圏内	40km圏内	50km圏内	総計
総数	0	0	14,702	11,681	15	26,398
40歳未満	0	0	4,432	3,520	5	7,957
3歳未満	0	0	281	181	0	504

※太枠が避難対象地域の人口 R2.1 末現在 ※外国人登録を含む

(単位：人)

区分	10km圏内	20km圏内	30km圏内	40km圏内	50km圏内	総計
人口	0	0	14,702	11,681	15	26,398
世帯数	0	0	6,382	5,271	15	11,668

※太枠が避難対象地域の人口 R2.1 末現在 ※外国人登録を含む

資料編

1. 避難対象範囲の地域と人口

玄海原子力発電所から半径30km圏内の人口

(削除)

(単位：人)

区分	30km圏内	40km圏内	総計
人口	13,107	10,206	23,313
世帯数	6,044	5,179	11,223

R7.9 末現在 ※外国人登録を含む

2. 避難者収容施設

No.	地区名	人口 (R2.1 末)	エリア 人口	集合場所	避難経路 (県道、国道)	避難場所					
						No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人数	収容可能 人数計
1	三島	295	1,146	三島小学校 <u>(旧)長島分校</u> <u>(旧)原島分校</u>	集合場所→郷ノ浦港→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 59 号郷ノ浦沼津勝本線	1	沼津小学校	壱岐市郷ノ浦町小牧東触 184 番地	1,642	821	1,633
2	渡良	851		渡良小学校		集合場所→県道 175 号渡良浦初瀬線→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 59 号郷ノ浦沼津勝本線	2	<u>(旧)鯨伏中学校</u>	<u>壱岐市勝本町立石南触 1137 番地 10</u>	1,623	
3	初山	1,060	1,060	初山小学校	集合場所→県道 175 号渡良浦初瀬線→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 59 号郷ノ浦沼津勝本線 集合場所→県道 175 号渡良浦初瀬線→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 174 号湯ノ本芦辺線	3	<u>鯨伏小学校</u>	<u>壱岐市勝本町立石南触 1137 番地 2</u>	1,597	799	1,356
						4	湯本地区公民館	壱岐市勝本町布気触 818 番地 10	610	305	
						5	布気地区老人憩いの家	壱岐市勝本町百合畑触 398 番地	264	132	
4	武生水	4,546	4,546	壱岐文化ホール 盈科小学校 郷ノ浦中学校 大谷公園体育館 壱岐高等学校	集合場所→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号 集合場所→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 231 号湯ノ本勝本線 集合場所→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 23 号勝本石田線	7	<u>壱岐西部開発総合センター</u>	<u>壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5</u>	3,254	1,627	5,881
						8	<u>勝本小学校</u>	<u>壱岐市勝本町坂本触 262 番地</u>	1,952	976	
						9	勝本中学校	壱岐市勝本町仲触 1846 番地	3,017	1,508	
						10	勝本町ふれあいセンターかざはや	壱岐市勝本町大久保触 1736 番地 2	2,437	1,219	
						11	勝本地区公民館	壱岐市勝本町勝本浦 211 番地 3	592	296	
						12	西部地区老人憩いの家	壱岐市勝本町勝本浦 389 番地	206	103	
5	柳田	605	605	柳田小学校	集合場所→国道 382 号→県道 23 号勝本石田線	14	霞翠小学校	壱岐市勝本町西戸触 550 番地	1,937	969	1,112
						15	新城地区老人憩いの家	壱岐市勝本町北触 37 番地	287	143	

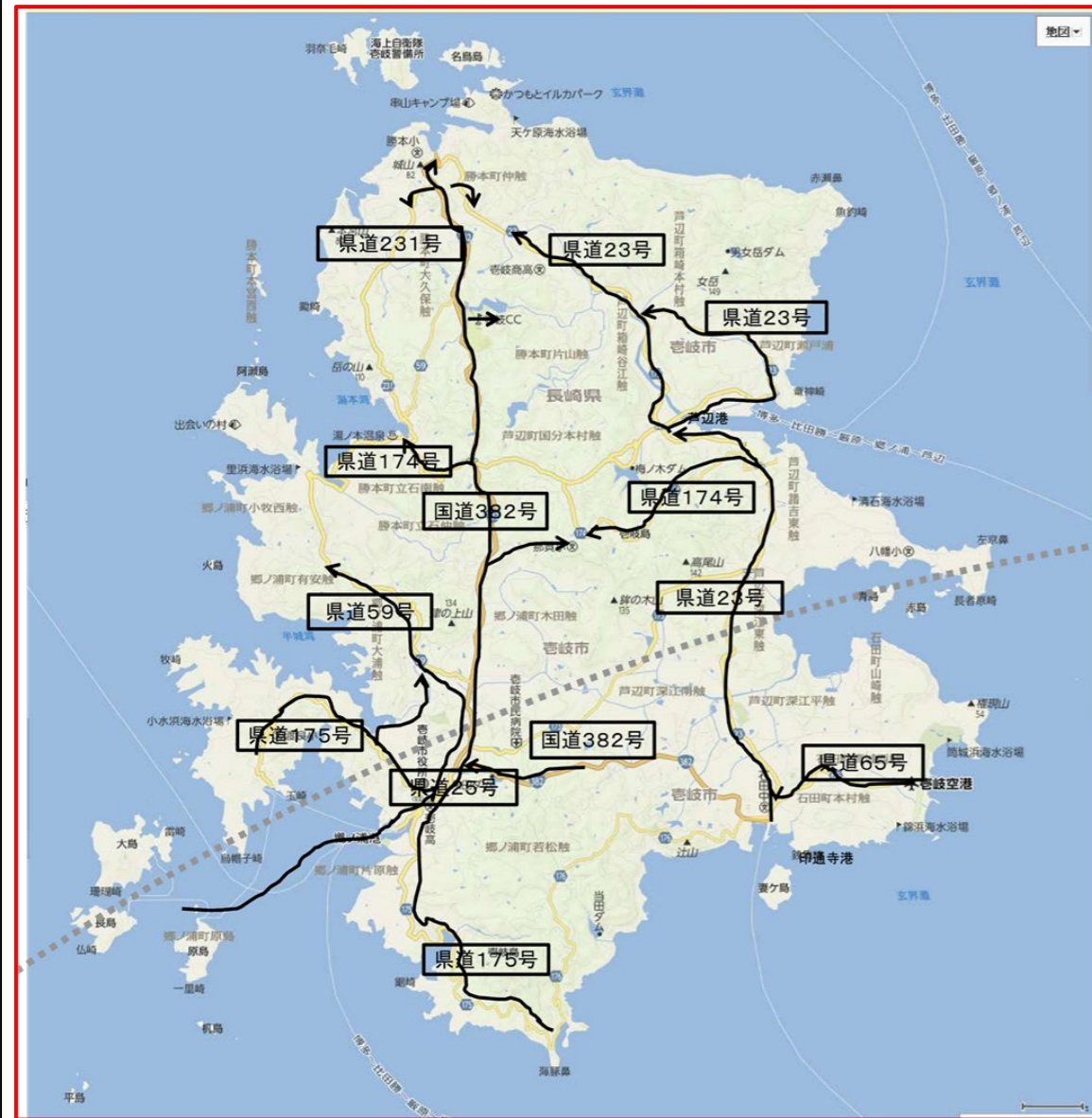
No.	地区名	人口 (R2.1 末)	エリア 人口	集合場所	避難経路 (県道、国道)	避難場所						
						No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人数	収容可能 人数計	
6	志原	<u>923</u>	<u>923</u>	志原小学校	集合場所→国道 382 号→県道 174 号湯ノ本芦辺線	16	那賀小学校	壱岐市芦辺町中野郷西触 174 番地	1,726	863	1,825	
						17	<u>(旧) 那賀中学校</u>	壱岐市芦辺町中野郷西触 400 番地	1,924	962		
7	筒城	<u>758</u>	<u>758</u>	筒城小学校	集合場所→県道 65 号壱岐空港線→県道 23 号勝本石田線	18	長崎県立壱岐商業高校	壱岐市勝本町新城西触 282 番地	1,080	<u>540</u>	<u>1,347</u>	
						19	<u>壱岐市勝本 B & G 海洋センター</u>	<u>壱岐市勝本町新城西触 1694 番地</u>	<u>1,615</u>	<u>807</u>		
8	石田	<u>3,430</u>	<u>3,430</u>	石田小学校	集合場所→県道 23 号勝本石田線	20	<u>(旧) 箱崎中学校</u>	<u>壱岐市芦辺町箱崎大左右触 2323 番地</u>	<u>2,142</u>	<u>1,071</u>	<u>4,750</u>	
						21	箱崎小学校	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触 652 番地	1,667	834		
						22	瀬戸小学校	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 315 番地	1,715	858		
						23	箱崎地区公民館	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 924 番地	518	259		
						24	芦辺町クオリティライフセンター つばさ	壱岐市芦辺町箱崎中山触 2548 番地	2,354	1,177		
						25	瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 920 番地	581	<u>290</u>		
						26	箱崎幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触 652 番地	312	156		
						27	箱崎僻地保健福祉館	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触 1293 番地	210	105		
9	八幡	<u>1,114</u>	<u>1,989</u>	八幡小学校	集合場所→県道 23 号勝本石田線	28	壱岐島開発総合センター	壱岐市芦辺町諸吉大石触 197 番地	1,787	894	<u>2,732</u>	
						29	芦辺小学校	壱岐市芦辺町芦辺浦 546 番地	1,033	517		
10	田河	<u>875</u>	<u>1,989</u>	田河小学校 <u>芦辺中学校</u>	集合場所→県道 23 号勝本石田線	30	<u>芦辺体育館</u>	<u>壱岐市芦辺町芦辺浦 524 番地</u>	<u>1,023</u>	<u>512</u>		
						31	<u>芦辺地区公民館</u>	<u>壱岐市芦辺町芦辺浦 524 番地</u>	<u>512</u>	<u>256</u>		
						32	芦辺浦住民集会所	壱岐市芦辺町芦辺浦 85 番地 3	535	268		
						33	芦辺保育所	壱岐市芦辺町諸吉大石触 665 番地	570	285		
11	那賀	<u>245</u>	<u>245</u>	那賀地区公民館 那賀幼稚園		34	那賀地区公民館	壱岐市芦辺町中野郷西触 362 番地	518	259		<u>436</u>
						35	那賀幼稚園	壱岐市芦辺町住吉山信触 1007 番地	355	<u>177</u>		
避難人口計 →		<u>14,702</u>	<u>14,702</u>						避難施設収容可能人員計→	<u>21,072</u>	<u>21,072</u>	

2. 避難者収容施設

No.	地区名	人口 (R7.9末)	エリア 人口	集合場所	避難経路 (県道、国道)	避難場所					
						No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人数	収容可能 人数計
1	三島	<u>219</u>	<u>946</u>	三島小学校	集合場所→郷ノ浦港→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 59 号郷ノ浦沼津勝本線	1	沼津小学校	壱岐市郷ノ浦町小牧東触 184 番地	1,642	821	<u>1,620</u>
2	渡良	<u>727</u>		渡良小学校	集合場所→県道 175 号渡良浦初瀬線→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 59 号郷ノ浦沼津勝本線	2	<u>鯨伏小学校</u>	<u>壱岐市勝本町立石南触 1137 番地 2</u>	<u>1,597</u>	<u>799</u>	
3	初山	<u>937</u>	<u>937</u>	初山小学校	集合場所→県道 175 号渡良浦初瀬線→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 59 号郷ノ浦沼津勝本線	3	湯本地区公民館	壱岐市勝本町布気触 818 番地 10	610	305	<u>1,533</u>
						4	布気地区老人憩いの家	壱岐市勝本町百合畑触 398 番地	264	132	
						5	立石地区老人憩いの家	壱岐市勝本町立石南触 583 番地	240	120	
						6	<u>勝本小学校</u>	<u>壱岐市勝本町坂本触 262 番地</u>	<u>1,952</u>	<u>976</u>	
4	武生水	<u>4,112</u>	<u>4,112</u>	壱岐文化ホール 盈科小学校 郷ノ浦中学校 大谷公園体育館 壱岐高等学校	集合場所→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号 集合場所→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 231 号湯ノ本勝本線 集合場所→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 23 号勝本石田線 集合場所→ <u>県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 174 号湯ノ本芦辺線</u>	7	勝本中学校	壱岐市勝本町仲触 1846 番地	3,017	1,508	<u>4,140</u>
						8	勝本町ふれあいセンターかざはや	壱岐市勝本町大久保触 1736 番地 2	2,437	1,218	
						9	勝本地区公民館	壱岐市勝本町勝本浦 211 番地 3	592	296	
						10	西部地区老人憩いの家	壱岐市勝本町勝本浦 389 番地	206	103	
						11	大坂地区老人憩いの家	壱岐市勝本町大久保触 1724 番地 1	304	152	
						12	<u>那賀小学校</u>	<u>壱岐市芦辺町中野郷西触 174 番地</u>	<u>1,726</u>	<u>863</u>	
5	柳田	<u>584</u>	<u>584</u>	柳田小学校	集合場所→国道 382 号→県道 23 号勝本石田線	13	霞翠小学校	壱岐市勝本町西戸触 550 番地	1,937	969	<u>969</u>

No.	地区名	人口 (R7.9 末)	エリア 人口	集合場所	避難経路 (県道、国道)	避難場所						
						No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人数	収容可能 人数計	
6	志原	<u>857</u>	<u>857</u>	志原小学校	集合場所→国道 382 号→県道 174 号湯ノ本芦辺線	14	<u>芦辺中学校</u>	壱岐市芦辺町中野郷西触 400 番地	1,924	962	<u>962</u>	
7	筒城	<u>645</u>	<u>645</u>	筒城小学校	集合場所→県道 65 号壱岐空港線→県道 23 号勝本石田線	15	壱岐商業高校	壱岐市勝本町新城西触 282 番地	1,080	540	<u>684</u>	
						16	<u>新城地区老人憩いの家</u>	<u>壱岐市勝本町北触 37 番地</u>	<u>287</u>	<u>144</u>		
8	石田	<u>3,023</u>	<u>3,023</u>	石田小学校	集合場所→県道 23 号勝本石田線	17	箱崎小学校	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触 652 番地	1,667	834	<u>3,680</u>	
						18	瀬戸小学校	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 315 番地	1,715	858		
						19	箱崎地区公民館	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 924 番地	518	259		
						20	芦辺町クオリティライフセンター つばさ	壱岐市芦辺町箱崎中山触 2548 番地	2,354	1,177		
						21	瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 920 番地	581	<u>291</u>		
						22	箱崎幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触 652 番地	312	156		
						23	箱崎僻地保健福祉館	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触 1293 番地	210	105		
9	八幡	<u>782</u>	<u>1,777</u>	八幡小学校	集合場所→県道 23 号勝本石田線	24	壱岐島開発総合センター	壱岐市芦辺町諸吉大石触 197 番地	1,787	894	<u>1,964</u>	
						25	芦辺小学校	壱岐市芦辺町芦辺浦 546 番地	1,033	517		
10	田河	<u>995</u>	<u>1,777</u>	田河小学校 <u>旧芦辺中学校</u> <u>体育館</u>	集合場所→県道 23 号勝本石田線	26	芦辺浦住民集会所	壱岐市芦辺町芦辺浦 85 番地 3	535	268	<u>1,964</u>	
						27	芦辺保育所	壱岐市芦辺町諸吉大石触 665 番地	570	285		
11	那賀	<u>226</u>	<u>226</u>	那賀地区公民館 那賀幼稚園		28	那賀地区公民館	壱岐市芦辺町中野郷西触 362 番地	518	259	<u>437</u>	
						29	那賀幼稚園	壱岐市芦辺町住吉山信触 1007 番地	355	<u>178</u>		
避難人口計 →		<u>13,107</u>	<u>13,107</u>							避難施設収容可能人員計→	<u>15,989</u>	<u>15,989</u>

3. 避難経路図 (追加)



(追加)

3. 避難経路図 (国道・県道)



※上記は、集合場所等から避難する際に主に利用する経路であり、状況に応じて他の路線（その他の県道・市道）についても利用する。

4. 避難対象範囲（30km圏内）にある施設

(1) 学校

－小学校－

※R元.5.1 現在学校基本調査による

	校名	所在地	児童数	職員数
1	盈科小学校	壱岐市郷ノ浦町本村触 589	316	21
2	(※) 三島小学校	壱岐市郷ノ浦町大島 815	4	6
5	志原小学校	壱岐市郷ノ浦町大原触 115	67	11
6	初山小学校	壱岐市郷ノ浦町初山西触 807-1	26	11
7	石田小学校	壱岐市石田町石田西触 1238	225	21
8	筒城小学校	壱岐市石田町筒城西触 191	50	10
		合計	688	59

(※) 30km 圏外の三島小学校は避難対象地域に含む。

－中学校－

※R元.5.1 現在学校基本調査による

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	郷ノ浦中学校	壱岐市郷ノ浦町本村触 75	267	23
2	石田中学校	壱岐市石田町石田西触 1547	157	18
		合計	424	41

－高等学校－

※R元.5.1 現在学校基本調査による

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	壱岐高等学校	壱岐市郷ノ浦町片原触 88	475	48

－特別支援学校－

※R元.5.1 現在学校基本調査による

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	県立虹の原特別支援学校壱岐分教室	壱岐市郷ノ浦町本村触 589	30	25
		合計	30	25

(2) 幼稚園

※R元.5.1 現在学校基本調査による

	園名	所在地	園児数	職員数
1	郷ノ浦幼稚園	壱岐市郷ノ浦町本村触 601	85	6
		合計	174	6

(3) 保育所

H31.4 子ども家庭課調

	所名	所在地	児童数	職員数
1	武生水保育所	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 495	147	45
2	石田こども園	壱岐市石田町石田西触 1220-1	140	40
3	筒城保育所	壱岐市石田町筒城西触 144-7	27	8
4	壱岐保育園	壱岐市郷ノ浦町片原触 80-1	54	19
5	あまごころ保育園	壱岐市郷ノ浦町永田触 298-1	22	12
6	三協事業所内保育所	石田町池田東触 474-2	6	4
7	さくらんぼ保育園	郷ノ浦町東触 1010	7	8
		合計	403	136

4. 避難対象範囲（30km圏内）にある施設

(1) 学校

－小学校－

※R7.4.1 現在

	校名	所在地	児童数	職員数
1	盈科小学校	壱岐市郷ノ浦町本村触 589	235	22
2	(※) 三島小学校	壱岐市郷ノ浦町大島 815	2	4
3	志原小学校	壱岐市郷ノ浦町大原触 115	35	10
4	初山小学校	壱岐市郷ノ浦町初山西触 807-1	38	8
5	石田小学校	壱岐市石田町石田西触 1238	149	17
6	筒城小学校	壱岐市石田町筒城西触 191	34	7
		合計	493	68

(※) 30km 圏外の三島小学校は避難対象地域に含む。

－中学校－

※R7.4.1 現在

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	郷ノ浦中学校	壱岐市郷ノ浦町本村触 75	251	25
2	石田中学校	壱岐市石田町石田西触 1547	115	16
		合計	366	41

－高等学校－

※R7.4.1 現在

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	壱岐高等学校	壱岐市郷ノ浦町片原触 88	397	49
		合計	397	49

－特別支援学校－

※R7.4.1 現在

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	虹の原特別支援学校壱岐分校 小中学部	壱岐市郷ノ浦町本村触 589	14	12
2	虹の原特別支援学校壱岐分校 高等部	壱岐市郷ノ浦町片原触 88	24	15
		合計	38	27

(2) 幼稚園

※R7.4.1 現在

	園名	所在地	園児数	職員数
1	郷ノ浦幼稚園	壱岐市郷ノ浦町本村触 601	36	6
		合計	36	6

(3) 保育所

※R7.4.1 現在

	所在地	児童数	職員数
1	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 495	140	47
2	壱岐市石田町石田西触 1220-1	129	48
3	壱岐市郷ノ浦町片原触 80-1	52	19
4	壱岐市郷ノ浦町永田触 298-1	12	8
	合計	333	122

(4) 僻地保育所

H31.4子ども家庭課調

	所 名	9 所 在 地	児童数	職員数
1	志原保育所	壱岐市郷ノ浦町大原触 90-2	19	7
2	初山保育所	壱岐市郷ノ浦町初山東触 238-3	11	4
3	※三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島 526-2	0	0
4	三島保育所長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島 45	1	1
5	三島保育所原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島 487-2	0	0
		合計	31	12

(※) 30km 圏外の三島保育所は避難対象地域に含む。

(5) 病院・診療所

	名 称	所 在 地	病床数
1	長崎県病院企業団壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触 1626	228
2	医療法人玉水会赤木病院	壱岐市郷ノ浦町本村触 111	117
3	医療法人協生会品川病院	壱岐市郷ノ浦町東触 854-2	48
4	医療法人玄州会光武内科循環器科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 15-3	88
5	さくら耳鼻咽喉科クリニック	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 11	
6	光風・ふくしまクリニック	壱岐市郷ノ浦町東触字平 1006-1	
7	山内眼科医院	壱岐市郷ノ浦町東触 1310	
8	光の苑診療所	壱岐市郷ノ浦町志原西触 1066	
9	三島診療所	壱岐市郷ノ浦町大島 554-2	
10	でぐち整形外科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 53-2	
11	医療法人村瀬歯科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 123	
12	赤木玉水堂歯科診療所	壱岐市郷ノ浦町本村触 129	
13	医療法人光武歯科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 13	
14	江田小児科内科医院	壱岐市石田町印通寺浦 302	
15	平山医院	壱岐市石田町石田西触 1071-1	16
16	江田歯科医院	壱岐市石田町印通寺浦 327-2	
17	ひさた歯科医院	壱岐市郷ノ浦町柳田触 114	

(略)

(4) 僻地保育所

※R7.4.1現在

	所 名	9 所 在 地	児童数	職員数
1	※三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島 526-2	休園	休園
2	三島保育所長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島 45	休園	休園
3	三島保育所原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島 487-2	休園	休園
		合計	0	0

(※) 30km 圏外の三島保育所は避難対象地域に含む。

(5) 病院・診療所

	名 称	所 在 地	病床数
1	長崎県壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触 1626	228
2	医療法人玉水会赤木病院	壱岐市郷ノ浦町本村触 111	24
3	医療法人協生会品川病院	壱岐市郷ノ浦町東触 854-2	44
4	医療法人玄州会光武内科循環器科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 15-3	88
5	さくら耳鼻咽喉科クリニック	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 11	
6	光風・ふくしまクリニック	壱岐市郷ノ浦町東触字平 1006-1	
7	山内眼科医院	壱岐市郷ノ浦町東触 1310	
8	光の苑診療所	壱岐市郷ノ浦町志原西触 1066	
9	でぐち整形外科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 53-2	
10	江田歯科医院	壱岐市石田町印通寺浦 327-2	
11	医療法人村瀬歯科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 123	
12	赤木玉水堂歯科診療所	壱岐市郷ノ浦町本村触 129	
13	医療法人光武歯科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 13	
14	江田小児科内科医院	壱岐市石田町印通寺浦 302	
15	ひさた歯科医院	壱岐市郷ノ浦町柳田触 114	

(略)

5. 車両及び船舶の状況

(1) 乗合自動車、貸切旅客自動車

(H30.1 市調査)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
沓岐交通(株)	沓岐市郷ノ浦町東触 575-2	大型貸切	8	451	0920-47-1255
		中型貸切	1	40	
		小型貸切	1	27	0920-47-1161
(有)玄海交通	沓岐市石田町筒城東触 1730	大型貸切	6	338	0920-44-5826
		中型貸切	3	113	
		小型貸切	4	83	
合 計			23	1,052	

(2) 消防本部・暑の主要消防車両

(R2.1 未現在)

ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車	化学消防車	救助工作車	高規格救急車	救急車	合計(台)
2	3	1	1	1	3	1	12

(3) 船舶

(R2.1 未現在)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
沓岐市	沓岐市郷ノ浦町本村触 562	フェリーみしま	100	0920-48-1111
九州郵船(株)	福岡市博多区神屋町 1 番 27 号	フェリーちくし	753	090-281-0831
		フェリーきずな	678	
		ヴィーナス	263	
		ヴィーナス 2	257	
		エメラルドからつ	350	
		ダイヤモンドいき	350	
沓岐・対馬フェリー(株)	沓岐市芦辺町箱崎中山触 2575 番地 19	フェリーつばさ	12	0920-45-3422
		フェリーみかさ	12	

5. 車両及び船舶の状況

(1) 乗合自動車、貸切旅客自動車

(R7.11 未現在)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
沓岐交通(株)	沓岐市郷ノ浦町東触 575-2	大型貸切	8	360	0920-47-1255
		中型貸切	1	33	
		小型貸切	1	25	0920-47-1161
(有)玄海交通	沓岐市石田町筒城東触 1730	大型貸切	6	336	0920-44-5826
		中型貸切	3	113	
		小型貸切	4	87	
合 計			23	954	

(2) 消防本部・暑の主要消防車両

(R7.4 未現在)

ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車	化学消防車	救助工作車	高規格救急車	合計(台)
2	3	1	1	1	4	12

(3) 船舶

(R7.11 未現在)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
沓岐市	沓岐市郷ノ浦町本村触 562	フェリーみしま	100	0920-48-1111
九州郵船(株)	福岡市博多区神屋町 1 番 27 号	フェリーちくし	753	092-281-0831
		フェリーきずな	678	
		ヴィーナス	263	
		ヴィーナス 2	257	
		エメラルドからつ	350	
		ダイヤモンドいき	350	
沓岐・対馬フェリー(株)	沓岐市芦辺町箱崎中山触 2575 番地 19	フェリーつばさ	12	0920-45-3422
		フェリーみかさ	12	

6. 防災資機材等の配備状況

(1) 防災資機材

(R2.1 末現在)

配備場所	名 称	年 度	数 量	備 考
壱岐市	防護服	H23～R1	1,280 着	
	防護手袋	H23～R1	950 組	
	靴カバー	H23～R1	710 双	
	ポケット線量計	H23～R1	232 個	
	全面マスク	H24～H26	160 個	
	安定ヨウ素剤 (丸薬)	H29	79 箱	1,000 丸/箱
	安定ヨウ素剤 (粉末)	H30	27 瓶	25g/瓶
	安定ヨウ素剤 (新生児用ゼリー剤)	H30	300 包	
	安定ヨウ素剤 (乳幼児用ゼリー剤)	H28～H30	1,200 包	
壱岐市消防本部	放射線防護服	H14	2 式	
	ポケット線量計	H23～H28	54 個	
	ガンマ線・エックス線線量率計	H22・H24	3 個	携帯型空間線量率計
	防護服	H23～H28	365 着	
	防護手袋	H25～H29	370 組	
	靴カバー	H25～H29	467 双	
	表面汚染検査計	H24	1 個	
	全面マスク	H24～H26	5 個	カートリッジ 30 個
	長崎県壱岐病院	安定ヨウ素剤 (丸薬)	H29	39 箱
	安定ヨウ素剤 (粉末)	H30	6 瓶	25g/瓶

(2) 環境モニタリング設備

(R2.1 末現在)

配備場所	測定機器名	数 量	備 考
壱岐保健所 (県有地)	高線量・低線量測定器、気象観測装置、大気モニタ	1 基	空間線量等測定用・固定式
壱岐空港	高線量・低線量測定器、気象観測装置、大気モニタ	1 基	空間線量等測定用・固定式
印通寺港 (県有地)	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
壱岐市初山事務所	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
三島小学校旧原島分校	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
市役所郷ノ浦庁舎駐車場	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式

6. 防災資機材等の配備状況

(1) 防災資機材

(R7.12 末現在)

配備場所	名 称	数 量	備 考
壱岐市	防護服	100 着	
	防護手袋	1,030 組	
	靴カバー	760 双	
	ポケット線量計	327 個	
	全面マスク	170 個	
	安定ヨウ素剤 (丸薬)	113 箱	1,000 丸/箱
	安定ヨウ素剤 (新生児用ゼリー剤)	600 包	
	安定ヨウ素剤 (乳幼児用ゼリー剤)	1,800 包	
	壱岐市消防本部	放射線防護服	2 式
ポケット線量計		54 個	
ガンマ線・エックス線線量率計		3 個	携帯型空間線量率計
防護服		365 着	
防護手袋		370 組	
靴カバー		467 双	
表面汚染検査計		1 個	
全面マスク		5 個	カートリッジ 30 個
長崎県壱岐病院	安定ヨウ素剤 (丸薬)	39 箱	1,000 丸/箱
	安定ヨウ素剤 (粉末)	6 瓶	25g/瓶

(2) 環境モニタリング設備

(R7.12 末現在)

配備場所	測定機器名	数 量	備 考
壱岐保健所 (県有地)	高線量・低線量測定器、気象観測装置、大気モニタ	1 基	空間線量等測定用・固定式
壱岐空港	高線量・低線量測定器、気象観測装置、大気モニタ	1 基	空間線量等測定用・固定式
印通寺港 (県有地)	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
壱岐市初山事務所	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
三島小学校旧原島分校	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
市役所郷ノ浦庁舎駐車場	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式

7. 防災関係機関及び連絡先

(略)

長崎県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
長崎県危機管理課	長崎市尾上町 3-1	095-894-	095-821-
長崎県環境政策課	長崎市尾上町 3-1	095-895-	095-895-
長崎県医療政策課	長崎市尾上町 3-1	095-895-	095-895-
長崎県薬務行政室	長崎市尾上町 3-1	095-895-	095-895-
壱岐振興局	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	47-1111	47-4809
壱岐振興局保健部 (壱岐保健所)	壱岐市郷ノ浦町本村触 620	47-0260	47-6357

(略)

壱岐市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	
総務部	総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1111	48-1553
	財政課	〃	48-1114	48-1553
	管財課	〃	48-1115	48-1553
	危機管理課	〃	48-1331	48-1553
	SDGs 未来課	〃	48-1137	48-1553
企画振興部	政策企画課	〃	48-1134	47-4360
	観光課	〃	48-1135	48-1120
	商工振興課		48-1135	47-4360
市民部	市民福祉課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1116	47-4844
	こども家庭課	〃	48-1117	47-4844
	保護課	〃	48-1136	47-0500
	税務課	〃	48-1118	47-4844
	老人ホーム	勝本町本宮南触 1323-7	43-0049	43-9831
保健環境部	保険課	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1111	45-0996
	健康増進課	〃	45-1111	45-0996
	環境衛生課	〃	45-1111	45-0996
農林水産部	農林課	壱岐市石田町石田西触 1290	44-6112 44-6113	44-6020

7. 防災関係機関及び連絡先

(略)

長崎県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
長崎県防災企画課	長崎市尾上町 3-1	095-894-	095-821-
長崎県地域環境課	長崎市尾上町 3-1	095-895-	095-895-
長崎県医療政策課	長崎市尾上町 3-1	095-895-	095-895-
長崎県薬務行政室	長崎市尾上町 3-1	095-895-	095-895-
壱岐振興局	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	47-1111	47-4809
壱岐振興局保健部 (壱岐保健所)	壱岐市郷ノ浦町本村触 620	47-0260	47-6357

(略)

壱岐市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	
総務部	総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1111	48-1553
	(危機管理班)		48-1131	
	財政課	〃	48-1114	48-1553
	一緒に推進課 (情報管理班)	〃	48-1137 48-1140	48-1553
地域振興部	地域共創課	〃	48-1134	47-4360
	観光課	〃	48-1130	48-1120
	文化スポーツ振興課	〃	47-0207	47-4360
市民部	市民福祉課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1116	47-4844
	子育て支援課	〃	48-1117	47-4400
	保護課	〃	48-1136	47-0500
	税務課	〃	48-1118	47-4844
保健環境部	保険課	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1157	45-0996
	長寿支援課	〃	45-1197	45-0996
	健康増進課	〃	45-1114	45-0996
産業推進部	環境衛生課	〃	45-1112	45-0996
	農林課	壱岐市石田町石田西触 1290	44-6112 44-6113	44-6020
	水産課	〃	44-6114	44-6020

	水産課	〃	44-6114	44-6020			<u>商工振興課</u>	〃	<u>44-6115</u>	<u>44-6020</u>
	家畜診療所	芦辺町国分東触 678-6	45-4083	45-4084			家畜診療所	芦辺町国分東触 678-6	45-4083	45-4084
建設部	建設課	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	<u>42-1111</u>	42-1116		建設部	建設課	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	<u>42-1112</u>	42-1116
	上下水道課	〃	<u>42-1111</u>	42-1116			上下水道課	〃	<u>42-1113</u>	42-1116
議会事務局	議会事務局	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	<u>42-1111</u>	42-0096		議会事務局	議会事務局	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	<u>42-1114</u>	42-0096
監査委員会	監査委員事務局	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	<u>48-1111</u>	<u>48-1553</u>		監査委員会	監査委員事務局	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	<u>42-1514</u>	<u>42-0096</u>
農業委員会	農業委員会事務局	壱岐市石田町石田西触 1290	<u>44-6115</u>	44-6020		農業委員会	農業委員会事務局	壱岐市石田町石田西触 1290	<u>44-5009</u>	44-6020
会計課	会計課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1119	47-5061		会計課	会計課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1119	47-5061
消防本部	総務課	壱岐市芦辺町中野郷西触 411-2	45-3037	45-0992		消防本部	総務課	壱岐市芦辺町中野郷西触 411-2	45-3037	45-0992
	警防課	〃	45-3037	45-0992			警防課	〃	45-3037	45-0992
	予防課	〃	45-3037	45-0992			予防課	〃	45-3037	45-0992
教育委員会	教育総務課	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1202	<u>45-0996</u>		教育委員会	教育総務課	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1202	<u>45-1227</u>
	学校教育課	〃	<u>45-1202</u>	<u>45-0996</u>			学校教育課	〃	<u>45-1224</u>	<u>45-1227</u>
	社会教育課	〃	<u>45-1202</u>	<u>45-0996</u>			社会教育課	〃	<u>45-1113</u>	<u>45-1227</u>
	<u>文化財課</u>	<u>芦辺町深江鶴亀触 515-1</u>	<u>45-2728</u>	<u>45-2829</u>						
支所	郷ノ浦支所	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1116	47-4844		支所	郷ノ浦支所	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1116	47-4844
	勝本支所	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	42-1111	42-1116			勝本支所	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	42-1111	42-1116
	芦辺支所	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1111	45-0996			芦辺支所	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1111	45-0996
	石田支所	壱岐市石田町石田西触 1290	44-6111	44-6020			石田支所	壱岐市石田町石田西触 1290	44-6111	44-6020